

上田地産地消推進会議規約

(名 称)

第1条 この会は、上田地産地消推進会議（以下「推進会議」という。）と称する。

(目 的)

第2条 推進会議は、上田地域の豊かな自然や気候風土の中で生産された地域の食材を大切にし、生産者と消費者の信頼関係を構築することで、「食」と「農」を結びつけ、地場産農産物の消費及び利用を促進し、もって上田市の農業振興と市民の健康で豊かな食生活の実現に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 推進会議は、前条に掲げる目的達成のため次の事業を行うものとする。

- (1) 地産地消推進計画の策定
- (2) 計画に基づく取組の促進
- (3) 計画に基づく取組状況等についての点検・検証
- (4) その他目的達成のために必要な事業

(構 成)

第4条 推進会議は、次の団体等の関係者をもって構成する。

- (1) 生産者団体代表
- (2) 消費者団体代表
- (3) 長野県旅館ホテル組合会上小支部
- (4) 上小調理師会（（一社）長野県調理師会上小支部）
- (5)（公社）長野県栄養士会上小支部
- (6) 流通業者
- (7) 上田商工会議所
- (8) 信州うえだ農業協同組合
- (9) 長野県上小農業改良普及センター
- (10) 上田市農業委員会
- (11) 上田市
- (12) 上田市教育委員会
- (13) 上記のほか本推進会議の趣旨に賛同し活動する団体及び個人

(組 織)

第5条 推進会議の委員は、25人以内とし、前条の団体等から選任する。

- 2 推進会議に会長、副会長、委員、監事を置く。
- 3 会長、副会長は、推進会議において委員の互選により選任する。

- 4 監事2名は、委員の中から会長が指名する。
- 5 会長は、推進会議を代表し会務を総理する。副会長は、会長を補佐し会長事故等あるときは、その職務を代理する。
- 6 監事は、推進会議の経理を監査する。
- 7 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 8 補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会 議)

第6条 推進会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 推進会議の決議事項は次のとおりとする。
 - (1) 事業計画及び収支予算
 - (2) 事業報告及び収支決算
 - (3) 規約の改廃
 - (4) その他必要と認める事項
- 3 推進会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 4 推進会議に必要なに応じて委員以外の者を出席させることができる。

(部 会)

第7条 推進会議に次の部会を置く。なお、この他にも必要に応じて部会を設置することができるものとする。

- (1) 学校給食における地産地消の推進に関し、調査・研究等を行う学校給食部会
 - (2) 農家の所得向上を目指した直売所の運営等に関し、調査・研究等を行う農産物直売所部会
 - (3) 米の消費拡大に関し、調査・研究等を行う米消費拡大部会
 - (4) 上田産農産物及び畜産水産物の販売促進及びPRに関し、調査・研究等を行うブランド部会
- 2 部会の構成員は、推進会議において選任する。
 - 3 部会に部会長1名、副部会長1名を置く。
 - 4 部会長、副部会長は、部会の構成員の互選により選任する。
 - 5 部会長は、推進会議の委員を兼ねるものとする。
 - 6 部会長は、部会を代表し会務を総理する。副部会長は、部会長を補佐し部会長事故等あるときはその職務を代理する。
 - 7 部会は、必要に応じて部会長が招集し、議長となる。
 - 8 部会に必要なに応じて部会の構成員以外の者を出席させることができる。

(経 費)

第8条 推進会議の活動に要する費用は、負担金、補助金及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第 9 条 推進会議の会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。

(事務局)

第 10 条 推進会議の事務局は、上田市農林部農政課に置く。

(補 則)

第 11 条 この規約に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(附 則)

この規約は、平成 2 0 年 7 月 1 8 日から施行する。

この規約は、平成 2 1 年 6 月 1 日から施行する。

この規約は、平成 2 5 年 5 月 2 1 日から施行する。